

佐野市庁舎利用広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 本市の庁舎内部の壁面等への広告の掲載（以下「広告の掲載」という。）については、佐野市広告掲載要綱（平成18年佐野市告示第222号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(掲載の基準)

第2条 庁舎内部の壁面等に掲載する広告は、佐野市広告掲載基準（平成18年佐野市告示第223号）の規定に適合するものでなければならない。

(掲載の場所等)

第3条 広告の掲載に係る場所、規格、種類、枠数及び位置は、別表第1のとおりとする。

(掲載の期間)

第4条 広告を掲載する期間は、原則として1月を単位とし、1年を限度とする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、掲載の枠数に空きが生じたとき、又は掲載の枠を新たに設けたときに行うものとする。

(掲載の申込み)

第6条 要綱第6条第1項に規定する必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 掲載する広告の原稿
- (2) 事業内容が確認できる書類
- (3) 市税の納税証明書
- (4) 商業登記事項証明書（法人が申込みをする場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(行政財産の使用許可)

第7条 要綱第7条第1項の規定による決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 使用許可については、佐野市財務規則（平成17年佐野市規則第59号）の規定によるものとする。

(広告掲載料)

第8条 要綱第8条に規定する広告掲載料は、月額とし、別表第2のとおりとする。

2 広告掲載料は、次の各号に定める使用料と広告料によるものとする。

- (1) 使用料（第7条の使用許可に係る使用料として佐野市行政財産使用料条

例（平成17年佐野市条例第61号）の規定に基づき算出した額をいう。）

（2） 広告料（前項の広告掲載料から前号の使用料を差し引いた額（消費税及び地方消費税を含む。）をいう。）

（広告内容の変更）

第9条 市長は、要綱第7条第1項の規定による決定をした後、必要があると認める場合は、広告主に対して、広告内容の変更を求めることができる。

（掲載の取消し等）

第10条 市長は、要綱第10条各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を停止し、若しくは中止し、又は当該決定を取り消すことができる。

（1） 広告主が広告内容の変更に係る市長の求めに応じないとき。

（2） 広告主が書面により広告の掲載の辞退を申し出たとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、広告を掲載することに支障があると認めるとき。

2 前項の場合において、広告主に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

（広告の差し替え）

第11条 広告主は、広告を掲載する期間が2月以上にわたる場合は、原則として当該広告の内容を月単位で差し替えることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を差し替えようとするときは、あらかじめ、当該広告の原稿を市長に提出するものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

この要領は、令和2年6月17日から実施する。

この要領は、令和3年5月1日から実施する。

この要領は、令和7年2月3日から実施する。

別表第1（第3条関係）

場 所	規 格	種 類	枠 数	位 置
1階中央エレベーターホール壁面	B 2判縦 (縦 728 mm×横 515 mm)	ポスター	2 枠	市長が指定する位置
中央エレベーター(1号機・2号機)内壁面	B 2判縦 (縦 728 mm×横 515 mm)		2 枠	
地下1階中央エレベーターホール壁面	B 2判縦 (縦 728 mm×横 515 mm)		6 枠	
1階西側カウンターシャッター柱壁面	A 2判横 (縦 420 mm×横 594 mm)		2 枠	
1階北東側・南西側男性用トイレ内壁面	A 3判横 (縦 297 mm×横 420 mm)		6 枠	
1階北東側・南西側女性用トイレ内壁面	A 3判横 (縦 297 mm×横 420 mm)		4 枠	
2階北東側・南西側男性用トイレ内壁面	A 3判横 (縦 297 mm×横 420 mm)		6 枠	
2階北東側・南西側女性用トイレ内壁面	A 3判横 (縦 297 mm×横 420 mm)		2 枠	

別表第2（第8条関係）

場 所	単 位	広告掲載料(月額)
1階中央エレベーターホール壁面	1 枠につき	3,750円
中央エレベーター(1号機・2号機)内壁面		3,750円
地下1階中央エレベーターホール壁面		2,000円
1階西側カウンターシャッター柱壁面		2,500円
1階北東側・南西側男性用トイレ内壁面		1,250円
1階北東側・南西側女性用トイレ内壁面		1,250円
2階北東側・南西側男性用トイレ内壁面		1,000円
2階北東側・南西側女性用トイレ内壁面		1,000円